

# 「つみたてNISA」なら幅広く分散投資

## つみたてNISA 対象商品の条件その3

金融調査部 研究員 是枝 俊悟

「つみたてNISA」は、幅広く分散投資を行うインデックス投資信託やバランス型の投資信託が対象です。ただし、アクティブ型の投資信託は、投資対象を選別する分、インデックス投資信託やバランス型の投資信託よりリスクが大きくなりがちな点に注意が必要です。

### 安定的な運用成果を得るには分散投資がポイント

「つみたてNISA」の対象商品の対象商品は一定の条件をクリアしたものに限定されています。その条件とは、大きく分けて3つ、①中長期の投資に向く商品であること、②手数料が明確かつ低水準であること、③投資対象が十分に分散されていること、です。今回は、**③投資対象が十分に分散されていることについて説明します。**

このシリーズの第8回・第9回で説明しましたが、なるべく安定的な運用成果を得るためには、投資先を分散させることが重要です。

「つみたてNISA」の対象商品となるためには、前回までに説明したもののほか、「つみたてNISA」では、投資信託について、大きく分けて**インデックス投資信託**、**バランス型の投資信託**、**アクティブ型の投資信託**の3つの分類に分けてそれぞれの分類ごとに満たすべき条件もあります<sup>1</sup>。これらの条件は次の図表の通りです。

図表 「つみたてNISA」の対象商品となるための商品分類ごとの主な条件

- |  |
|--|
| <p>① <b>インデックス投資信託</b><br/>⇒金融庁が指定した株式市場を代表するインデックスに連動する投資を行うこと</p> <p>② <b>バランス型の投資信託</b><br/>⇒金融庁が指定した株式市場・債券市場・不動産（に投資する投資信託の）市場を代表するインデックスを組み合わせる投資を行うこと</p> <p>③ <b>アクティブ型の投資信託</b><br/>⇒5年以上の運用実績があり、かつ、継続的に申込が行われている商品であること</p> |
|--|

（出所）法令をもとに大和総研作成

<sup>1</sup> このほかに、ETFの分類もあります。

**インデックス投資信託**については、金融庁が指定した、株式市場を代表するインデックスに連動する投資を行うことが条件として定められています。金融庁が指定したインデックスには、日経平均株価や TOPIX などの日本の株式市場のインデックスのほか、米国の株式市場のインデックス、先進国全体の株式市場のインデックス、新興国全体の株式市場のインデックス、世界全体の株式市場のインデックスも含まれています。

一方、特定の業種（例えば、医療業界、建設業界、など）の株式市場のインデックスや、日本・米国以外の特定国（例えば、例えば、英国、中国、ブラジル、など）のインデックスなどは、金融庁の指定を受けていません。**「つみたて NISA」では特定の業種や（わが国と、世界最大の市場を持つ米国を除いては）特定の国だけに投資をするのではなく、市場全体に広く投資を行う商品が対象**となっています。

**バランス型の投資信託**については、金融庁が指定した、株式市場・債券市場・不動産（に投資する投資信託の）市場を代表するインデックスを組み合わせることで投資を行うことが条件として定められています。インデックスの組み合わせ方についても、原則として**各インデックスに投資する割合を固定**させなければならず、運用会社が自由に割合を変更できるものは「つみたて NISA」の対象外となっています<sup>2</sup>。

もし、今は米国株式が上がりそうだから米国株式の割合を高め、次は日本の不動産（に投資する投資信託）が儲かりそうだから日本の不動産（に投資する投資信託）の割合を高め…などというように、投資対象を大きく変えてしまうのであれば、当たり外れのリスクが大きくなってしまうものと考えられます。

**アクティブ型の投資信託**とは、インデックスに含まれるものにまんべんなく投資を行うのではなく、運用会社が有望と考えられる投資対象を選別して投資を行い、インデックスを上回る投資成果を目指す投資信託です。アクティブ型の投資信託の場合は、5年以上の運用実績があり、かつ、継続的に申込が行われている商品に限り、「つみたて NISA」の対象となります。この条件があるため、その時々々の流行や経済情勢等によらない普遍的な運用方針に基づいて投資を行う投資信託が「つみたて NISA」の対象商品となっています。

アクティブ型の投資信託は、投資対象を選別する分、インデックス投資信託やバランス型の投資信託と比べてリスクが大きくなりがちな点に注意が必要です。「つみたて NISA」でアクティブ型の投資信託を購入する際には、その投資信託がどのような運用方針に基づいて投資を行うのかを確認し、運用方針に納得した上で投資を行うとよいでしょう。

（次回予告：まずは店舗の窓口に行ってみよう） 以上

---

<sup>2</sup> ただし、各インデックスに投資する割合を運用会社が変動させる投資信託であっても、図表の③の条件を満たす場合には「つみたて NISA」の対象となります。